

公告

米原市本庁舎総合管理業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 委託業務の内容

(1) 業務名

令和 8 年度 米総務課第 43 号 米原市本庁舎総合管理業務

(2) 業務内容

令和 8 年度 米総務課第 43 号 米原市本庁舎総合管理業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

令和 9 年(2027 年) 4 月 1 日から令和 12 年(2030 年) 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

金 2 7 9, 9 5 0, 0 0 0 円 (消費税および地方消費税を含む。)

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとするもの)は、単独または複数の事業者で構成される共同企業体(以下「JV」という。)とし次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 令和 8 年度米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、JV による場合は、その代表構成員が名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。
 - ① 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
 - ② 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑥のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは

積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 前記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) J Vを構成する場合は、その構成員は3社以内とし、構成員全てが上記(2)から(5)に該当しないこと。

(7) J Vは構成員内で協議の上、代表構成員を定めること。代表構成員は、その出資比率が全体の過半を占め、全体の意思決定、管理運営等の全ての責任を負うこと。

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2第1項第8号に掲げる事業について同項の登録をしていること。なお、J Vにあつては、その代表構成員が登録をしていること。

(9) 過去10年間(平成28年4月1日から令和8年3月31日まで)において、国、地方公共団体または民間において建築物衛生法に規定する建築物環境衛生管理技術者の選任が必要な建築物の管理を主体となり行った実績があること。なお、J Vにあつては、代表構成員がその実績を有すること。

3 実施要領の交付

本件公募型プロポーザルの実施要領は、米原市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間および時間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月30日(金)まで(米原市の休日を定める条例(平成17年米原市条例第2号)に規定する休日を除く。)の執務時間内とする。

(2) 交付場所 7の担当部局とする。

4 参加申込書および企画提案書等の提出方法

(1) 応募提案書等の提出

ア 提出期間 令和8年10月1日(木)から令和8年10月30日(金)

※午後4時45分まで(必着)

イ 提出場所 米原市役所 総務部総務課契約管理室

ウ 受付時間 土、日曜日および休日を除く執務時間内

エ 提出方法 窓口持参または郵送(※午後4時45分まで必着)

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法としてください。

5 参加申込書および企画提案書の審査等

(1) 参加申込書を提出した者のうちから米原市本庁舎総管理業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案は、企画提案書を提出した者のうちから委員会において書類およびヒアリングにより

審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務委託における最優秀提案者を選定するものとする。

6 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 本プロポーザル実施に当たり、知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、また第三者に提供しません。
- (5) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 米原市情報公開条例（平成 17 年米原市条例第 4 号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (7) 提案後に仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (8) 契約締結後において、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

7 担当部局

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市役所（本庁舎） 総務部総務課契約管理室
TEL 0749-53-5166
FAX 0749-53-5148
メールアドレス keiyaku@city.maibara.lg.jp